

各 位

株式会社北國銀行

「民事信託対応型アパートローン」の取扱開始について

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）は民事信託の一つである家族信託を活用した民事信託対応型アパートローンの取扱いを開始します。

家族信託は家族間の信託契約に基づき委託者（例 資産を持つ親）が受託者（例 後継する子）に預金、不動産、自社株式といった資産の管理・運用を任せる手法です。この信託手法に対応したアパートローンを活用し、息子や家族に賃貸経営や管理を託すことで、委託者が認知症になったとしても、健全な賃貸経営を行い大規模修繕に必要な追加融資をスムーズに受けることができるようになります。

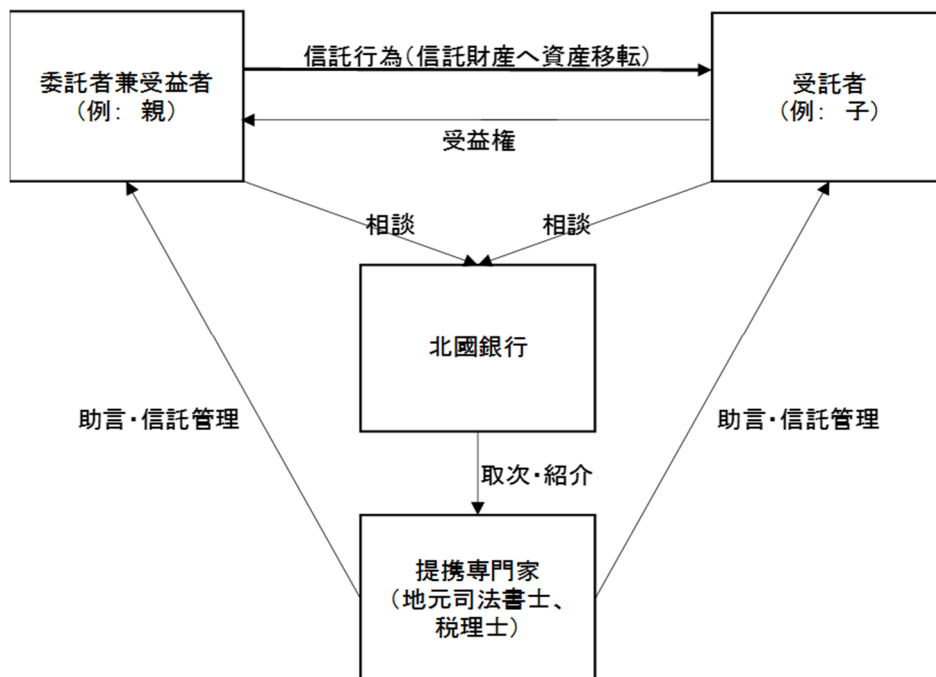
当行では、本部のオーナーチーム行員がすでに家族信託活用の相談や専門家への取次、対応預金口座開設に取り組んでいますが、今般、民事信託対応型アパートローンの取扱いを開始することで、家族信託の活用を強化し、お客さまの資産承継、事業承継の課題解決に取り組んでまいります。

記

民事信託対応型アパートローンについて

対象となるお客さま	・ 家族信託による不動産の管理・活用・承継を検討している方
想定されるニーズ	・ 現在アパート建設中（将来アパート建設を検討中）であり、施主の将来の認知症に備えたい。 ・ 現在アパート経営中、将来の修繕発生、売却などに備えたい。
ご相談担当	・ 当行コンサルティング課 担当者
契約作成サポート	・ 当行が提携する税理士、司法書士事務所

<民事信託スキーム図>



以上